

法令上による学校の適正規模

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、
地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

中学校は、学校教育法施行規則第 79 条において第 41 条を準用（中学校も小
学校と同様）